

## 分野別措置事項

### 1 法務関係

#### ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
法曹人口の大幅増員等 （司法制度改革推進本部、法務省）	a 平成14年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には、合格者数1,500人程度を達成する。	結論	結論に従った所要の措置（14年の合格者数を1,200人程度に増加）			（法務省） 司法制度改革審議会意見において、「平成14年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験の合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。」とされたことを踏まえ、司法試験管理委員会は、平成13年11月9日、平成14年度以降の司法試験について、司法制度改革審議会意見を最大限尊重することを決定し、これを受けて、14年度及び15年度の司法試験合格者はそれぞれ1,183名、1,170名となっており、今後も、同意見の内容に沿った措置が講じられる見込みである。	
	b 司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年にはその達成を目指すべきとしている1,500人程度への増員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべきとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施を図る。 また、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、平成22年頃までに3,000人程度に増員されても、これが上限を意味するものではないので、この点を踏まえて、その後のあるべき法曹人口について更なる研究・検討を行う。	調査・検討	調査・研究・検討				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
法科大学院非修了者への司法試験受験資格の確保 (司法制度改革推進本部、法務省)	<p>平成18年度より実施される新司法試験においては、法科大学院を修了していない予備試験合格者であっても、法科大学院修了者と全く同じ条件で新司法試験を受験することができることを確保する。</p> <p>【司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号)】</p> <p>さらに、予備試験の実施に際しては、法科大学院修了者と同様の素養があることを判断するためのものであるという本来の趣旨を確保する必要があり、したがって、新司法試験の合格率において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で可能な限り差異が生じないようにすべき等との観点を踏まえつつ、両者の公平性が保たれるように予備試験の方法や合格者数等について見直しを行っていく。</p>		措置済 (10月法案提出、11月成立、12月公布)	(17年12月施行)  逐次実施 (予備試験は23年より実施)	-	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
専門分野(知的財産権、国際企業法務、医療等)に通じた法律家の養成 (文部科学省)	<p>法科大学院の設置基準について、弁護士等の実務家が専任教員を兼務することを認め、また、必要修得単位93単位の中に、有用な実定法以外の科目を含める。こうした観点から、専門分野に通じた法律家を養成するため必要な場合には、必要専任教員数や必要修得単位数の引き下げも含めて対応策を検討し、適切な措置を採る。</p> <p>また、法科大学院の設置基準については、各法科大学院の判断で公認会計士、医師等の専門家を入学選抜試験で優遇することを可能とする基準とする。</p> <p>また、法学以外に専門を持たない法学部卒業者に関して必要に応じて法科大学院以外の大学院の科目の単位を取得するような指導も行いつつ、法学部出身者でない法学既修者に対しても、法学以外の学問を一定以上修得している法学部卒業者と同様に、2年での修了を積極的に認めるような運用がなされるようにするための措置を検討する。</p> <p>さらに、法科大学院への入学者選抜に際しては、同一の大学法人が設置する大学の学部卒業者が優遇されたり、法学部又は法学科出身者の割合が過大になることのないよう、第三者評価による情報公開などを通じた実効的な措置を講ずる。</p> <p>【専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令)及び告示】            【学校教育法の一部を改正する法律(平成14年法律第118号)】</p>		一部措置済  措置済  一部措置済  措置済	逐次実施  逐次実施	<p>(文部科学省)</p> <p>平成15年3月31日に専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)等を制定した上で、必要専任教員数への算入等企業の実務経験者等の教員として柔軟な参画、必要修得単位数内における有用な実定法以外の科目の開設など、弾力的な制度及びその運用について、関連の会議(平成15年5月16日)等や個別指導における周知徹底、ホームページへの掲載等、専門分野に通じた法律家を養成するために必要な措置を採った。</p> <p>【平成15年4月1日施行】</p> <p>法科大学院において、法学以外の専攻分野の大学院との間においても単位互換を行うことができる旨を設置基準制定時の通知(15文科高第162号平成15年3月31日)を通じて各大学に示した上で、関連の会議(平成15年5月16日)等や個別指導による周知徹底、ホームページへの掲載等を通じて、法学以外に専門を持たない法学部卒業者等について法科大学院以外の大学院の科目の履修をさせることなど、法科大学院において多様なバックグラウンドを有する法曹を養成することの重要性につき指導を実施し、その促進を図った。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
法科大学院の設立等 (文部科学省)	法科大学院の設立に関する制度設計については、必要な質を担保する客観的条件を満たす場合には設立を認めることとし、設立後は、市場の評価を通じた教育の質の改善ができるように、行政は正しく十分な情報公開を担保する措置を採る。 【専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令)】 【学校教育法の一部を改正する法律(平成14年法律第118号)】		一部措置済  (3月公布) (14年10月法案提出、11月成立・公布)	逐次実施  (4月施行) (16年4月施行)	(文部科学省) 平成16年度開設予定の法科大学院の設置にあたって、専門職大学院設置基準等の法令に基づく客観的な審査を行い、要件を満たすものについて、その設置を認めた。 (平成16年4月より68校の法科大学院が開校予定)	
司法修習の給費制の見直し (司法制度改革推進本部、法務省)	司法修習に関しては、法科大学院設立による実務教育の実施を踏まえ、給費制については、法科大学院を含めた法曹養成制度全体を視野に入れつつ、その廃止を含め見直し、また、修習期間が1年に短縮されること等に伴い内容についても見直しを行う。			検討・結論	(司法制度改革推進本部) 司法修習生の給費制の在り方について、法曹養成検討会等で検討が加えられている。 (法務省) 司法修習生の給費制の在り方について、司法制度改革推進本部の法曹養成検討会等で検討が加えられているところである。	
隣接法律専門職の法律事務の取扱い範囲の見直し等 (法務省、経済産業省)	a 隣接法律専門職種のうち、司法書士(簡易裁判所での訴訟代理権)及び弁理士(特許権等の侵害訴訟での代理権)については、早急に所要の権限を付与するための措置を講ずる。 【司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(平成14年法律第33号)】 【弁理士法の一部を改正する法律(平成14年法律第25号)】	法案提出	法案成立後公布	司法書士について措置 (4月施行)  弁理士について措置済 (1月施行)	(法務省) 司法書士に対して信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、簡易裁判所での訴訟代理権等を付与するための司法書士法の改正法案が、平成14年通常国会において成立した。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(財務省)	b 税理士については、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設する。 【税理士法の一部を改正する法律（平成13年法律第38号）及び平成13年財務省令第58号】	法案成立、公布	措置済（4月施行）		-	
(司法制度改革推進本部、財務省、法務省)	c 税理士、司法書士についても、規制改革委員会の第2次見解及び司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、引き続き、これらの法律の改正後の状況について注視していく。			引き続き注視		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
弁護士法第72条の見直し (司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省)	<p>               弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条については、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討した上で、その規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保することとし、所要の措置を講ずる。</p> <p>               なお、法律サービスの質的向上のためには、その担い手の増加を通じた競争の活性化が重要であるところ、非弁護士の法律事務の取扱等を禁止する弁護士法第72条については、非弁護士の法律事務の取扱可能範囲を拡大させる観点から、例えば、以下のような指摘も行われており、上記の検討はこれらの指摘があることも認識しつつ行う。</p> <p>               弁護士法第72条ただし書において、弁護士法で別に定める場合を例外としているが、司法書士法(昭和25年法律第197号)など他の法律で例外が定められていることを踏まえ、これを改めるべき</p> <p>               法廷外法律事務について、弁護士以外の専門家(隣接法律専門職種に限定しない)が行えるようにすべき、少なくとも、会社がグループ内の他の会社の法律事務を有償で受託できるようにすることを含めて消費者保護の必要性が薄い対事業所向けの法律サービスについては直ちに弁護士法第72条の例外とすべき</p> <p>               会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすべき</p> <p>               弁理士の訴訟代理権について、弁護士との共同との条件を撤廃すべき</p> <p>               (第156回国会に関係法案提出(の指摘関係))</p>		遅くとも15年度末までに措置	法案提出(の指摘関係) 法案成立後、公布(の指摘関係)	<p>(司法制度改革推進本部、法務省)</p> <p>               司法制度改革審議会意見(平成13年6月12日)及びこれにのっとって作成された司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)を受け、司法制度改革推進本部事務局の法曹制度検討会において、弁護士法第72条について、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討した上で、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するための所要の措置として、平成15年12月8日、法務省が「グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について」を公表した。また、弁護士法以外の法律において同法第72条の例外が定められていることを明確化する旨の弁護士法第72条ただし書の改正を含む「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年法律第128号)」が平成16年4月1日施行される。</p> <p>(経産省)</p> <p>               司法制度推進本部・法務省が行う弁護士法72条の見直しに関する検討し際は、引き続き必要に応じて協力する。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
司法試験合格後の民間実務経験者等への法曹資格の付与 (司法制度改革推進本部、法務省)	企業法務等の位置付けについても検討を行い、少なくとも、司法試験合格後に民間等における一定の実務経験を経た者について法曹資格の付与を行うための具体的な条件を含めた制度整備を行う。 (第156回国会に関係法案提出)		法案提出	法案成立後、公布	(司法制度改革推進本部) 「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年法律第128号、同年7月25日公布)」により、司法試験合格後、所定の法律関係事務に7年以上従事した企業法務の担当者等について弁護士の資格の特例を定めた。 (法務省) 司法試験合格後に所定の法律関係事務に従事し、かつ、所定の研修を修了した者に対する弁護士資格の付与等を内容とする司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年法律第128号、同年7月25日公布)により措置(平成16年4月1日施行)。	
弁護士事務所の法人化 (法務省)	弁護士事務所の法人化を可能とするための所要の措置を講ずる。 【弁護士法の一部を改正する法律(平成13年法律第41号)】	法案成立、公布	措置済 (4月施行)			
弁護士業に係る規制緩和 (司法制度改革推進本部、法務省)  (司法制度改革推進本部、法務省)	国際化時代の法的需要に対応するために、弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を推進することは必須であるとの見地から、共同事業についての目的制限の撤廃等による自由化を実施し、外国法事務弁護士による雇用禁止規定については、これを撤廃すべきという指摘等があることも踏まえて見直しを実施する。また、これらの実施の際に弊害防止措置を設けるとしても、必要最小限のものとする。 (第156回国会に関係法案提出) また、弁護士法第30条第1項に規定する公務就任の制限及び同条第3項に規定する営業等の許可制について、届出制に移行することにより自由化すべく、早期に所定の措置を講ずる。 (第156回国会に関係法案提出)		法案提出	法案成立後、公布  法案成立後、公布	(司法制度改革推進本部、法務省) 外国法事務弁護士についての弁護士の雇用及び弁護士との共同事業等に関する規制の緩和等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年法律第128号、同年7月25日公布)」が成立した。  (司法制度改革推進本部、法務省) 弁護士法上の公務就任の制限を撤廃し、弁護士が営利業務に従事する場合につき、これまでの許可制から届出制に移行すること等を内容とする司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年法律第128号、同年7月25日公布)により措置(平成16年4月1日施行)。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
弁護士情報の公開の拡充 (法務省)	第三者評価の導入の要否を含め、利用者に有益な弁護士の専門分野や実績等についても広告対象とすることについて、日本弁護士連合会に対し、必要な協力を行うとともに、所要の措置が早期に講じられるよう要請する。	措置済				
登録・入会制度の在り方見直し (法務省)	規制改革委員会の見解及び司法制度改革審議会の意見書を踏まえ、 (a) 日本弁護士連合会及び弁護士会において、弁護士会の運営に国民の声を一層反映させるため、役員に資格者以外の者を任用することなども含めその方策を検討すること、 (b) 弁護士の懲戒制度について、早期に透明化、迅速化、実効のための所要の改善措置を講じ、当該資格者の氏名を含めて懲戒処分の内容を官報に公表した上で、その他の媒体にも公表すること、 (c) 日本弁護士連合会及び弁護士会について、業務及び財務等に関する情報を公開すること について、日本弁護士連合会に対し措置を要請する。	措置済				
民事訴訟における訴え提起の手数料の見直し (司法制度改革推進本部、法務省)	民事訴訟の訴え提起の手数料については、スライド制を維持しつつ、必要な範囲でその低額化を行う。 (第156回国会に係る法案提出)		法案提出	法案成立後、公布・施行	(司法制度改革推進本部、法務省) 訴訟の目的の価額が200万円以上の訴訟について、訴え提起の手数料の額を引き下げること等を内容とする司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年法律第128号、同年7月25日公布)により措置(平成16年1月1日施行)。	
管轄裁判所合意の電子化 (法務省)	第一審の管轄裁判所に関する合意を電磁的方法によりした場合における当該合意の効力の制限を見直す。			検討・結論	(法務省) 管轄の合意は、書面のほかに、その合意の内容を記録した電子データによってもすることができること等を内容とする「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出。	



規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
法的制度基盤の整備 (司法制度改革推進本部及び関係府省)  (司法制度改革推進本部、法務省)	a 和解事項の確実な履行確保のための執行力の付与、紛争解決中の時効期間満了を避けるための時効中断(停止)効の付与、苦情紛争処理システムと裁判手続との連携強化等について、ADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理)に関する基本法としての立法化も含めて必要な方策を検討し、所要の措置を講ずる。		検討	措置	(司法制度改革推進本部) ADR検討会において必要な方策を検討中である。	
	b 仲裁に関する法的基盤整備のために、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)における検討等の国際的動向を見つつ、仲裁合意の方式、標準的な仲裁手続の在り方、仲裁判断の承認及び執行の裁判等について、所要の法案を提出する。 (第156回国会に關係法案提出)		法案提出	法案成立後、公布		
情報公開の推進等 (関係府省)	a 苦情及び紛争の再発及び未然防止の役割を期待される苦情・紛争処理機関については、消費者・利用者保護の観点も踏まえ、個人情報の保護及び事業者に不当な不利益を及ぼす可能性を勘案しつつ、苦情・紛争の再発及び未然防止に資する処理事案の内容等を早期に公開することを検討する。特に、国民の生命 safety に直接かかわる事案については、適時に事案(トラブルの原因究明結果等を含めた処理事案の内容)を公表することを検討する。また、特に罰則が課せられるような重大な違反事例については、個人情報等の合理的な理由がない限り、事業者名の公表措置の活用を検討する。		検討	検討	-	
	b 公益性の高い事案(国民の健康・安全にかかわる事案、環境破壊等)については、内部通報者等がそれを理由とした不利益を被ることのないような仕組みの構築に向け、国民生活審議会における検討を踏まえ、所要の措置を講ずる。		検討	措置		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
情報交換の推進 (司法制度改革推進本部及び関係府省)	苦情・紛争処理機関が相互に事案等の情報を共有し、多面的な解決手法を得るための方策を検討するとともに、関係機関等の連携を促進するため、苦情・紛争処理機関等からなる定期的な連絡会議の早期開催に向け、所要の措置を講ずる。		検討・措置		(司法制度改革推進本部) ADRに関する関係機関等の連携・強化に係る諸方策の推進等を図るため、「司法制度改革推進計画」に基づいて設置された「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」において平成15年4月に「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」をとりまとめ、このアクション・プランの趣旨に沿って、関係機関等の連携強化を促進するための施策に取り組んだ。	
苦情処理委員会の活性化 (内閣府)	苦情処理委員会と地方消費者センターとの一層の連携を強化するとともに、苦情処理委員会が取り扱う対象事案の拡大を図るため、各地方公共団体に対して情報提供を始め、所要の措置を講ずる。		検討	措置	(内閣府) 平成15年5月、国民生活審議会消費者政策部会において、「21世紀型の消費者政策の在り方」につき提言が行われたところ。 その中において、「(苦情処理委員会に)付託される消費者トラブルはごく少数にとどまっている」と指摘する一方で、「苦情処理の円滑な運営に資するためにも、少数の委員で構成される部会を複数設置することにより機動的な運営体制を整備したり、事案付託のための公益性要件を実質的に緩和する等により消費者苦情処理委員会の積極的な運用を図ることが必要である。」と提唱されたところ。	
総合案内窓口の整備 (司法制度改革推進本部及び関係府省)	利用者が苦情・紛争処理機関に関する必要な情報に的確にアクセスできるようにするための方策を検討し、各苦情・紛争処理機関に関する情報(組織、業務内容、過去の実績等)と苦情・紛争処理に関する諸手続等の情報を総合的にとりまとめ、データベース化した苦情・紛争処理に関する総合案内窓口(ポータルサイト等)について、これを各都道府県単位に整備するなどにより全国的な利用を可能とするよう、所要の支援策等を講ずる。		検討・措置		(司法制度改革推進本部) ADRに関する関係機関等の連携・強化に係る諸方策の推進等を図るため、「司法制度改革推進計画」に基づいて設置された「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」において平成15年4月に「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」をとりまとめ、このアクション・プランの趣旨に沿って、総合案内窓口を整備するための施策に取り組んだ。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
適正処理のための規範の制定 （関係府省）	a の法的制度基盤の整備に関する検討も踏まえて、苦情・紛争処理機関がそれぞれの実態に応じて、組織運営規範、紛争処理手続規範、担当者の行為規範を適切に制定し得るためのガイドラインの策定・周知等を含む諸方策を検討し、所要の措置を図る。		検討・措置		（司法制度改革推進本部） の法的制度基盤の整備に関しては、ADR検討会において必要な措置を検討中である。	
（関係府省）	b 公正、効果的、かつ効率的な苦情、及び紛争処理を行うための指針に関する国際標準化機構（ISO）による規格制定後、各苦情・紛争処理機関に対して、速やかにその周知を図る。			逐次実施		-

## イ 商法・民法の見直し

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
無議決権優先株の発行枠拡大及び優先株発行手続の簡素化等 (法務省)	資金調達手段の多様化の観点から、無議決権優先株の発行枠拡大や優先株の発行手続の簡素化等について、制度を整備する。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置済(4月施行)				
トラッキング・ストックに関する制度の整備 (法務省)	株式による資金調達手段の多様化を図る観点から、トラッキング・ストック(部門・子会社業績連動配当型株式)について制度の整備を行う。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置済(4月施行)				
種類株主の取締役の選解任権 (法務省)	各クラスの株主にそれぞれクラスごとに定められた一定数の取締役の選解任権を与えるような形の種類株式の発行を解禁する。 【商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)】	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)	(法務省) 平成15年4月1日施行		
1株当たり純資産額規制の廃止及び株式分割時における株式発行授權枠の拡大 (法務省)	株式の流動性を確保する観点から、1株当たりの純資産額の規制を廃止するとともに、株式分割時における株式発行授權枠を拡大する。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第79号)】	措置済(10月施行)					
検査役調査制度の改善 (法務省)	検査役調査制度について、現物出資等の際の検査役調査に代わるものとして、弁護士等の専門家による財産の価格の証明制度を拡充する。 【商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)】	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)	(法務省) 平成15年4月1日施行		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
取締役会及び監査役会の在り方及び株主代表訴訟制度の改善 (法務省)	コーポレート・ガバナンスの実効性をより高める観点から、業務執行機関と監督機関の分離、社外取締役監査と監査役監査との間の選択制の採用、取締役・監査役・執行役員の特権の明確化、完全子会社における法制の簡素化、株主代表訴訟制度の改善等について検討するとともに、商法の強行法規性の緩和を図る方向で、機関の在り方の見直しを行う。 【商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第149号)(株主代表訴訟制度の改善等について)】 【商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)】	株主代表訴訟制度の改善等について は、法案成立、公布	法案成立、公布 株主代表訴訟制度の改善等について は、措置済 (5月施行)	措置 (4月施行予定)	(法務省) 平成14年5月1日施行(平成13年法律第149号) 平成15年4月1日施行(平成14年法律第44号)	
株主総会制度の改善 (法務省)	株式会社の経営の効率化を図り、その業務執行の適正を確保することにより、株主の権利を実現するという観点から、株主総会については、株主総会特別決議の定足数の見直し、株主名簿の閉鎖期間及び基準日の期間の制限の廃止又は緩和、株主提案権行使期限の繰上げ、株主総会の決議事項の軽減、会社の情報の適正な開示の在り方について、これらが相互に密接に関連するものであることに留意しつつ、検討し、改善する。 【商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)】	法案提出	法案成立、公布	措置 (4月施行予定)	(法務省) 平成15年4月1日施行	
ストック・オプション制度の改善 (法務省)	ストックオプション制度に関して、発行手続の簡素化、付与対象者の拡大、付与限度枠の拡大等を図る。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置済 (4月施行)			
株券不発行制度の導入 (法務省)	株券の不発行を認める制度を導入するとともに、株式について新しい振替制度を構築する。			15年中に 法案提出	(法務省、金融庁) 株券不発行制度導入等を内容とする「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出(平成16年3月5日)した。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
商業帳簿等の電子化 (法務省)	システム化による業務効率向上を図る観点から、監査報告書、株主総会議事録、取締役会決議議事録について、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、電子データによる作成・保存を認める。 定款等についても、同様の観点から、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、書面での作成及び備置きは不要とする。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置済(4月施行)			
株主総会の招集通知の電子化 (法務省)	インターネットや電子メール経路による招集通知を希望する株主に対しては、企業のコスト軽減、環境への配慮の観点から、インターネットや電子メール経路での通知を認める。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置済(4月施行)			
株主総会における議決権行使の電子化 (法務省)	株主総会参加のための時間・距離・コストの制約を取り除き、より多くの株主との意思疎通を図り、同時に定足数の確保を図る観点から、株主が希望する場合には、議決権行使書面の電子化を認めるための所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置済(4月施行)			
電子媒体による株式会社の公告の実現 (法務省)	企業のコスト削減の観点、高度情報社会の進展等を総合的に勘案した上で、電子媒体による公告を会社の公告として認めることについて、結論を得た上で所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	一部措置済(4月施行) 検討・結論	15年中に法案提出	(法務省) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出。	
登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 (法務省)	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早期に完了する。	検討(16年度措置) 逐次実施			(法務省) 本店及び支店の登記申請の一括化について、商業登記申請のオンライン化と併せて実施予定(平成16年6月実施予定)。 なお、商業登記情報のコンピュータ化については、引き続き、できる限り早期の完了を目指し、登記所ごとに順次実施中。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
会社設立に関する諸手続についての電子化 (法務省、総務省、財務省、厚生労働省)	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅に削減する観点から、会社設立に関する諸手続(会社設立登記後の各種申請等の公的手続を含む)の電子化を一層推進する。		継続的に実施		<p>(総務省) 会社設立登記後の申請手続については、地方税の申告手続の電子化の状況を踏まえつつ、検討を進めている</p> <p>(財務省) 会社設立登記後の申請手続については、国税の申告、納税及び申請・届出等の手続の電子化と併せて、安定的な稼働等に留意しつつインターネットによる手続を可能とすべく、システム整備を行った。</p> <p>(法務省) 「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)及び「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成13年法律第129号)により、会社を設立する際に必要な定款等の書類を電磁的記録によって作成することが可能となり、会社設立の登記申請の添付書類に代えて電磁的記録を作成し、これを申請書に添付することを可能にした(平成14年4月施行)</p> <p>また、会社設立登記等の商業登記申請のオンライン化については、平成16年6月に実施する予定。</p> <p>(厚生労働省) 健康保険・厚生年金保険の申請・届出等手続及び労働保険の各種申請手続については、「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」に基づき、平成15年度中に電子化したところである。</p>	
商法開示と証券取引法開示の調整 (法務省)	企業情報の開示の在り方について、証券取引法に基づく財務諸表(個別企業の財務諸表)との整合性が確保されるよう、商法及び法務省令の規定を整備する。 【商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)】	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)	<p>(法務省) 平成15年4月1日施行</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
私法上の事業組織形態の検討 (法務省、財務省)	合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を行うとともに、併せて税法上の取扱いも検討する。		検討開始	検討	(法務省) 私法上の問題点については、平成17年の法案提出を 目途とする会社法制の現代化の作業の中で整理及び検 討中。	
投資事業有限責任組合制度の拡 充 (経済産業省)	我が国における事業資金供給の一層の拡大を図る観点から、 「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づく 投資事業有限責任組合について、その投資対象や投資事業範囲の 拡充を図る。 【中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等 協同組合法等の一部を改正する法律(平成14年法律第110号)】		一部措置 済 (12月施 行)、 検討	検討	(経済産業省) 事業再生・事業再編を促進するとともに、中小・中堅 企業への資金供給のさらなる円滑化のため、有限責任組 合の投資対象事業者の追加及び投資事業範囲の拡大等、 所要の措置を講じた。中小企業等投資事業有限責任組合 契約に関する法律の一部を改正する法律の施行により、 左記の内容を実施(平成16年法律第34号、平成16 年4月30日施行)。 なお、投資サービスにおける投資者保護について、投 資事業有限責任組合の出資持分等をみなし有価証券と する証券取引法等の一部を改正する法律案により実施 (平成16年法律第97号、投資家保護ルールに関する 規定部分は平成16年12月1日施行予定)。	
企業組合制度の 改善 (経済産業省)	企業組合制度における組合員資格や組合員比率、組合員従事比 率について、各々要件緩和する。 【中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等 協同組合法等の一部を改正する法律(平成14年法律第110号)】		措置済 (2月施 行)			
新事業創出促進 法の改正による 最低資本金規制 の緩和 (経済産業省)	より簡易な起業制度の整備を図る観点から、会社設立時の最低 資本金規制について、商法等の特例措置を講ずる。 【中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等 協同組合法等の一部を改正する法律(平成14年法律第110号)】		措置済 (2月施 行)			



規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
21産業再生法の改正 (経済産業省)	産業再編の加速化や事業の早期再生を迅速かつ円滑に進める観点から、取締役会決議し得る簡易合併や簡易分割等の範囲の拡大、企業合併における対価の柔軟化、認定計画に従って行われる現物出資時等に要する検査役調査の免除等、商法上の特例措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)		法案成立後公布		(経済産業省) 第156回通常国会において成立した産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律により、左記の内容を実施。(平成15年法律第26号、平成15年4月9日施行)	
22商法の平仮名・口語化及び有限会社法制的抜本的見直し (法務省)	片仮名・文語体である商法を平仮名・口語体にする。また、有限会社を中心とする中小会社法制について、閉鎖的な会社の特質に見合ったものとする。 (平成17年を目途に法案提出)	検討	検討	検討	(法務省) 平成17年を目途に法案を提出するため、法務省内で検討中。	
23民法の平仮名・口語化を含めた財産法制的抜本的見直し (法務省)	社会の変化や経済の発展に伴い、新たな形態の取引が登場してきていること等にかんがみ、民法の契約に関する規定を現代社会に一層適合したものとする等、契約法制を中心に債権債務関係規定の一層の合理化を図るとともに、民法(第1編から第3編まで)を平仮名・口語体とする。 (平成17年を目途に法案提出)	検討	検討	検討	(法務省) 平成16年度を目途に法案を提出するため、法務省内で検討中。	
24動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化 (法務省)	事業者の資金調達の円滑化を支援する観点も踏まえ、動産担保法制及び債権担保法制の整備に関するニーズの有無、問題点の洗い出し等について検討を行う。			検討開始	(法務省) 動産譲渡及び債権譲渡を公示する制度の整備については、現在、法制審議会動産・債権担保法制部会において審議が行われている。今後は、法制審議会の答申を得た上で、平成16年度中に関係法案を提出する予定である。	
25倒産法制の整備 (法務省)	a 会社更生法に関して、更生手続開始の条件の緩和や債権確定手続の迅速化のための見直し等も含めて総合的な検討を行い、会社更生手続が、企業の迅速かつ円滑な事業再建を可能とする透明性の高い手続となるよう会社更生法を改正する。 【会社更生法(平成14年法律第154号)】	検討	法案成立、公布	措置(4月施行予定)	(法務省) 平成15年4月1日施行	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	<p>b 過剰債務を抱える企業の迅速な清算が可能となる環境の整備を図るため、破産法を改正する。</p> <p>なお、破産法の改正作業に際しては、賃料債権の処分等についての効力を制限している規定の在り方や、適正価格により不動産等の資産を売却した際の否認制度の在り方などについて、「破産法等の見直しに関する中間試案」に対する意見等を踏まえた検討を行い、結論を得る。</p>	検討	検討	法案提出	「破産法案」を第159回国会に提出。	
<p>26競売の実効性確保 (法務省) &lt;住宅ア41の再掲&gt;</p>	<p>民法(明治29年法律第89号)第395条の短期賃貸借保護制度については、抵当権に後れる賃借権で事前に抵当権者が合意しないものは競売実施後の存続を一切認めないなど、廃止を基本として検討する。</p> <p>また、以下の点を含め、競売制度ひいては担保制度に関する制度面、運用面の両面について必要な見直し・改善を検討する。</p> <p>(a) 競売参加者による物件内覧の機会の拡充</p> <p>(b) 占有の正当性を占有者が掌証できない場合につき占有権原を否定する途を開くこと</p> <p>(c) 民事執行法(昭和54年法律第4号)の保全処分など占有排除に関する処分については、当事者を確知できなくともその物件の占有者に対して効力が及ぶような立法措置</p> <p>(d) 最低売却価額の制度の在り方</p> <p>(e) 競売物件の瑕疵担保責任の在り方 (第156回国会に関係法案提出)</p>	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後1年以内に施行予定)	<住宅ア41 参照>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
27競売手続における民間参入の推進 (法務省)	競売手続について、現在行われている競売物件の評価及び情報提供についての民間委託の運用が適切に行われるよう、その実情を調査し、運用上見直すべき点について所要の措置（運用改善についての要望を含む。）を採る。			検討・結論	<p>(法務省)</p> <p>競売物件の評価については、「評価人」として専門知識を有する民間人を選任することとされている（民事執行法第58条第1項）。この評価制度の見直しの要否について、法制審議会民事訴訟・民事執行法部会において検討が行われた結果、同部会では、評価が市場価格を適切に反映していない事例があるとの指摘があること等から、評価が適切に行われることを担保するために、評価を行う際に考慮すべき事情を法律に明記するものとするとの取りまとめがされた。同部会の取りまとめを受けて、平成16年2月10日、法制審議会総会において、上記の内容を含む「民事訴訟法及び民事執行法の改正に関する要綱」が決定され、法務大臣に答申された。</p> <p>競売物件の情報提供についても、全国的に新聞、雑誌等に競売物件の広告を掲載しているほか、東京地方裁判所、大阪地方裁判所ほか8庁においては、民間業者に委託してインターネットにより、物件明細書、現況調査報告書及び評価書を含めた競売物件の情報提供を実施しているとのことである。一方で、法制審議会民事訴訟・民事執行法部会が平成15年9月12日に取りまとめた「民事訴訟法及び民事執行法の改正に関する要綱中間試案」の補足説明においては、売却率を向上させるための方策として、競売不動産についての情報開示の方法を改善して買受希望者を募るとの観点から、インターネットを利用した競売不動産の情報開示を更に普及させていくことが考えられる旨を記述しており、この補足説明の内容は、一般に公表され、最高裁判所にも伝えたところである。</p>	

## ウ その他

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
ITに係る刑事基本法制の整備 （法務省）	IT経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。 a 平成13年中に、刑法において、支払用カードの偽造等の犯罪に関する罰則を整備する。 【刑法の一部を改正する法律（平成13年法律第97号）】	措置済 （7月施行）					
	b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じた法整備を行う。	必要に応じて法整備				（法務省） 「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出。	
外国人IT技術者受入れ関連制度の見直し （法務省）	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、IT技術者に関する上陸許可基準等外国人受入れ関連制度の見直しについて検討を行い、所要の措置を講ずる。 【平成13年法務省令第79号（平成13年12月28日施行）により制度改正を実施、新制度の下で補足的に必要な措置について平成13年法務省告示第579号（平成13年12月28日施行）、平成14年法務省告示第302号（平成14年7月19日施行）、引き続き逐次実施】	13年度中に検討・結論 結論に基づき逐次実施				（法務省） 「技術」の在留資格に関し、法務省告示で定める国内外の情報処理に関する試験の合格者等について学歴または実務経験要件を問わないこととする特例措置の対象に、ベトナム及びフィリピンの情報処理に関する試験を追加した（平成15年法務省告示第291号（平成15年5月30日施行））。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
外国人学生の実習に係る特定活動の在留資格に係る要件の緩和(法務省)	夏季休暇期間等を利用して本邦企業での実習活動(インターンシップ)を行う外国人学生の入国に際しては、原則として、その実習活動により当該学生の在籍する大学の単位が取得できるものでなければならないこととしているが、インターンシップを容易にする観点から、この条件を廃止する。 また、同様の観点から、特定活動の在留資格により入国するために必要な提出書類を削減する。			措置	(法務省) インターンシップを行う外国人大学生について、その実習活動により当該学生の在籍する大学の単位取得を前提としない場合であっても、特定活動の在留資格により入国することができるよう、告示改正を行った(平成16年法務省告示第94号(平成16年2月27日施行))。また、これに伴い、上陸許可申請の際に提出を求めていた、当該学生の在籍する大学による単位取得証明を不要とした(「構造改革特別区域基本方針等において定められた規制改革に関する措置の実施に伴う入国・在留審査事務の取扱いについて」(平成16年2月26日付け法務省入国管理局長通達))。	
刑務所における民間参入の推進(法務省)	刑務所については、民間委託が可能な範囲を明確化し、PFI手法の活用等により、民間委託を推進する。			措置	(法務省) ・ 本年3月31日、PFI手法による新設刑務所整備運営事業の実施方針を策定・公表。 ・ 前記実施方針において民間委託する業務の範囲を明確化済み。	